

一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会加盟団体規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の加盟団体に関する事項を定める。

(加盟団体)

第2条 本協会の正会員団体は、次の通りとする。

(1) 本協会の目的に賛同して入会した別表第1に掲げる団体

(加盟団体の使命)

第3条 本協会の加盟団体は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行うものとする。

(1) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、登山及び山岳スポーツの健全な普及・発展を図ること。

第2章 組 織

(理事候補者の推薦)

第4条 加盟団体は、本協会に対し、理事候補者を推薦することができる。

(加盟団体長会議等)

第5条 本協会会長が必要と認めた場合、加盟団体長又は事務局長会議を招集することができる。

2 本協会会長が必要と認めた場合、事務連絡の会議を招集することができる。

第3章 義 務

(遵守すべき事項)

第6条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本協会諸規程等を遵守するとともに、本規程第3条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

(報告及び届出義務)

第7条 加盟団体は、毎年5末日までに、当該年度の役員名簿（氏名・住所・役職名）について本協会に報告しなければならない。

2 加盟団体は、当該団体の役員及びその他既に本会に提出してある書類に変更があった場合には、遅滞なく書面をもって本協会に届出なければならない。

(会費の納入)

第8条 正会員である個人会員(設立時社員)及び団体会員は、年度ごとに会費を当該年度の6月末日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ないときは6月末日までに50%を納入し、残りを9月末日までに分割納入することができる。

第4章 加盟及び退会

(加 盟)

第9条 本協会に加盟しようとする団体は代表者名により次の書類を本協会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 加盟申請書（代表者、氏名・住所・役職名）

2 本協会は、前項書類を受領した日から直近の理事会において加盟の適否を審査し、適当と認められた団体の加盟を承認する。

3 前項により加盟を承認された団体は、本協会の事業に協力し、規程及び指導を遵守するものとする。

(退 会)

第 10 条 加盟団体が退会しようとする場合には、退会届を提出するものとする。

2 加盟団体が定款又は本協会の規程に反したとき、若しくは本協会の加盟団体として不相当と認められるときは、総会の決議をもって退会させることができる。

(納付金等の精算)

第 11 条 加盟団体が、前条第 1 項又は第 2 項により退会した場合、既に納付した経費等は理由の如何を問わず返還しない。また、退会前に支払い義務が生じた納付金等は、直ちに全額納金しなければならない。

(改 廃)

第 12 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和元年 6 月 5 日から施行する。